

中国の民族政策における区域自治制度(上)：目標と 枠組みに関する分析

哈日巴拉
九州大学大学院比較社会文化学府

<https://doi.org/10.15017/4494563>

出版情報：比較社会文化研究. 14, pp.183-190, 2003-10-20. 九州大学大学院比較社会文化研究科
バージョン：
権利関係：



中国の民族政策における区域自治制度（上）

—— 目標と枠組みに対する分析 ——

ハ ジ バ ラ
日 巴 拉

はじめに

本稿は一般的な制度分析と事例研究を合わせたものである。まず、中国の民族政策の受け皿である民族区域自治制度に対する分析を、その成立の背景、目標を分析することから着手し、中国共産党が指導する中国政府は、多民族国家中国を均質した国民国家として築き上げるために、どのような政治倫理を訴えてきたのか、という問題まで解明しようと試みるものである。

次に、民族区域自治制度の枠組みに対する分析を、内蒙古、新疆、チベットを事例に展開する。すなわち、中国政府の対少数民族統制を、漢民族移民による対少数民族牽制、党中央の人事統制、自治区党委員会および自治機関内部における民族間の相互牽制、という三つの方面から分析することにより、こうした仕組みが機能している要因を検討し、進んで三つの統制仕組みに隠されている不安定要因に関する分析を通じて、民族区域自治制度が抱えている制度的なジレンマの解明に取り組むものである。

一般に、現代中国の国民統合若しくは民族問題に対する政治制度および政策論的な研究は、以下の、三つの時期区分に応じて行われている。

第一に、20世紀初頭から中華人民共和国が建国されるまでの民族問題が対象とされる。この時期に関する研究は、主として現代中国の国民統合プロセスの解明を課題とし、中国が近代国民国家システムに組み込まれていく国内的、国際的な変動を背景として、周辺少数民族地区の中央による統治体制の変化と国家権力の浸透過程を解剖することを目的とする。20世紀前後から始まった中国の国民国家へのプロセスが、中華民国を経て中華人民共和国へと受け継がれていく歴史的経緯を分析の主眼におき、辺境地区および少数民族が中国という近代国民国家の領土およびその国民として、いかに編入されていったかを描こうとしている。¹⁾

第二に、1921から1949年中華人民共和国が建国期までが中心となる。この時期の研究は、中共の民族政策の形成と変化を分析の主な対象とし、国家と少数民族との関係に対する中共の政策構想が、民族の分離・独立を認めていた段階から「連邦制」へと展開し、ついには、分離・独立を許

さない集権国家における「民族区域自治」というアイデアに収束する背景と経緯を分析する。そして、民族区域自治制度の形成過程と自治権およびその政治地理的な特徴をも分析の射程に入れ、これらのいずれも少数民族地区とその住民を、中国という国家の領土・国民として統合していくための仕組みであるという点に結論づけている。²⁾

第三に、1950年代から改革開放の初期段階を含めた建国後40年ぐらいの中共ないし中国政府の民族政策の変化を、激動する現代中国社会およびプロレタリアートのインターナショナリズム、という時代的な背景から捉え、50年代の生産手段に対する社会主義改造とそれに続く民族政策分野における「民族問題＝階級闘争」論を主調とした政治面での均質化政策の推進、引いては「文化大革命」のような民族政策を全面的に否定する寸前にまで走った状況下に置かれる民族問題、「文化大革命」の後民族政策分野で行った是正工作などは、いずれも、冷戦と中ソ対立という、中国を取り巻く国際情勢（国際的な階級対立）と国内情勢（国内階級対立）を、階級史観に基づいて認識した結果であると結論づけている。³⁾

一方、20世紀の中国を、均質な国民国家を築き上げる過程であると捉えた上で、清末から現在までの中国の国民統合の歴史は、「歴史の連続性」と「不連続性」に特徴づけられるとし、国民党と共産党の辺境・少数民族政策は具体的な内容において違った形で現れているにも関わらず、辺境・少数民族地区を漢民族が中心となる均質な国民国家に統合していくという点においては、何の実質的な違いはないと主張している。⁴⁾

指摘したいのは、20世紀中国の国民国家の歴史を中華民国から中華人民共和国にリレーされていく過程であると捉えるとき、20世紀の中国乃至世界で流行った社会主義・共産主義のイデオロギーが中共の国民統合政策に与えた影響、または少数民族側がそれをどう受け止めたかについてほとんど触れていないことである。加々美の著作は、社会主義と冷戦という国際情勢の視角から上述した問題に対して積極的に探求したが、社会主義イデオロギーの背景に隠されている国民統合の連続性について触れていない。

筆者の私見によれば、第一、第二の研究と比べ、第三の

それは質量ともに見劣りがする。特に指摘しておきたい点は、民族区域自治制度とその枠組みに対する分析の手薄さである。実際、20年間の「改革・開放」を経た今日は、民族区域自治制度の枠組み自体が変動しており、これが今後の中国の政治安定にどのような影響を与えるかについて積極的に評価する姿勢が不可欠であるに違いない。にもかかわらず、この種の問題意識は、残念ながら、中国の政治安定と民族問題に関心を有する研究者たちの中でもほとんど見られない。

いうまでもなく、現代中国（改革開放以降）の構造変動を研究の対象として取り上げている論者たちのなかには、変革期の中国社会の民主化と政治安定の課題を地方政府と中央政府との関係の視角から検討し、経済面における中央政府の統制力の弱体化と地方の台頭ないし地域間貧富格差の拡大は、中国に国家分裂という局面をもたらす危険性を孕ませていると指摘し、対応策として中央政府が取った財政・人事の面で対地方コントロールの仕組みを強化した措置を取り上げ、分析の対象としている。⁵⁾

これらの論著に見られる共通の特徴としては以下の二点が指摘される。

一つは、中央－地方関係における地方プレゼンスの強化は二つの可能性を仄めかしているという。すなわち、中央－地方関係に関する法整備の不備（民主政治の欠如）により地方分割へ走り、中国は再び内戦或いは分裂の道を辿っていく危うさを抱えている。⁶⁾

もう一つは、地方の台頭が今までの集権的な中央－地方関係にインパクトを与え、それが中国の現体制を動かし、民主政治の幕開きとなり、地方自治を優先した連邦制の道を開いていくかも知れない、という論調である。

だが、上述した著書に見られる共通の特徴を指摘するならば、いずれも少数民族自治区のことを問題視しているのではなく、自治区という行政単位が存在により中央政府と自治区・漢民族と少数民族との関係は他の省と比べて特別な力学で構成されている点を見逃している。それゆえ、これらの研究は、民族自治区の特別な仕組みやメカニズムが地方政治の民主化という社会変動に応じて、中央政府と自治区、あるいは漢民族と少数民族の関係がどのような変化を被るのか、また、それが中国の政治安定と辺境地区の安全保障にいかなる影響を与えるのかについて、ほとんど触れることがない。

本稿は二つの部分から構成されている。第一部分では、中国の民族自治制度が発足した背景、基本目標に対する分析の中で、中華人民共和国が建国するまえに、少数民族の分離・独立運動が発生した原因と過程を簡単に振り返り、それが中国政府の対少数民族統制仕組みを決定する上で作用した役割を検討する。または、忠実な「人民」の形成に

向けた政策目標の背景には、一体どういう国民統合上の狙いが隠されていたのかを明らかにする。

第二部分では、区域自治制度の枠組みを、「漢民族移民による対少数民族牽制仕組み」と「党の人事統制仕組み」に分けて分析することを通じて、民族区域自治制度の正体を明らかにするとともに、結びの部分と合わせて、こうした仕組みに隠されている不安定要因を指摘する。

一 民族区域自治制度の設置における 中共の政策目標

(一)区域自治と辺境の安全保障

(1)領土的統一－区域自治

中国領域内の非漢族地帯における国家権力の統治は清朝時代から「因地制宜、因俗爾治」といった間接統治を行ってきたが、清朝末期からこうした政策を改めはじめ、辺境・諸民族地区に対する近代的な編成に乗り出した。しかし、頻発する内憂外患によって、清朝末期から国民党時代に入っても、実質的な意味での近代的編成はほとんど実行できなかった⁷⁾ので、辺境地区の非漢族民族集団に対する中央政府の統治は、部分的には依然として清朝の間接統治制度を続けていた。⁸⁾

内モンゴルの漢民族移民の入植によりすでに漢化した地区では、内地のように省・県制度を導入し、県以下の区レベルまで官僚機構が設置され、区以下が農村の有力者（郷紳）による郷村自治という形で統治されていたけれども、¹⁰⁾モンゴル民族が集中する地区に対する統治体制は依然として王・公などモンゴル貴族に頼る間接統治が主な形となっていた。¹¹⁾新疆では、早くも1884年に省制度が導入（新疆省の設置）されたことにより、新疆南部のウイグル地区では、従来型のベグ制度に替わって州・県制度が実施されたが、中華民国においても、王柯の研究によると「省政府が任命する官僚システムは県レベルまでであり、県レベルの行政は官僚システムとウイグル社会との接点となり、それ以下の行政運営はみなウイグル人に任せていた。」つまり、伝統的な社会管理システムがなお存続していたのである。¹²⁾チベットの状況は、辛亥革命後の「驅漢事件」（漢民族支配者を駆逐すること）から解放軍に制圧される1950年までの間、中国中央政府との関係は基本的には隔離された状況にあり、チベット独特の政治・社会制度が保持され、チベット自身の独自性を保っていた。

要するに、周辺諸民族地区に対する中央政府の統治体制は、まだ近代国民国家のような領域的統合と行政上の一体化が整っていない段階に留まっていたといえよう。¹³⁾

しかし、中共が、国民党との内戦で勝利を納めるにとともに、外モンゴルを除く清王朝の旧支配領域をほぼカバー

する領域とそこに居住する諸民族を糾合することで、新国家の領土および国民（人民）をもとに、国家建設に取り組み始めたことで事態は急転する。¹⁴⁾かくして、新国家の周縁に居住する非漢民族集団を新しい国家の国民（人民）として統合し、その地域を中華人民共和国の領土として確固たるものにするため、中国共産党（以下「中共」と略す）は非漢民族集団に対して、かつて主張していた「自決権を認める」段階から「連邦制」に至る諸々の政策構想を見送り、統一国家の中での区域自治という国家体制を導入していくのであった。¹⁵⁾

（2）辺境の安全保障

民族区域自治制度を採用した安全保障面での理由は、辺境の内側からくる少数民族の分離・独立運動を抑える必要と外側からかかってくる脅威に対処するという二つの要因が働いていたと考えられる。さらにある意味で、中国において、少数民族の分離・独立の動きと外部勢力による安全保障上の脅威は、同じ問題の異なる側面でもあった。すなわち、一方で、少数民族の分離・独立への願いが外部勢力を利用して、国家の安全保障に脅威をもたらすのであり、他方で、外部勢力も自分の利益のために、少数民族の分離・独立運動を利用して、中国の安全保障上の脅威となりうるのである。こうした内外の「結託」による安全保障上の脅威は、国内政治情勢の不安定と中国を取り巻く国際情勢の激動が起こるたびに、辺境のマイノリティー民族集団のナショナリズムを誘発し、彼らによる中国から分離・独立する動きが活発化してきた。

以下、20世紀初頭から解放軍に制圧される1950年代前後までの、内モンゴル、新疆、チベットの三つの地区で起きたナショナリズム運動の原因並びにその志向を概観することで、三つの少数民族地区と中国中央政府との関係を明らかにするとともに、後半に展開する中華人民共和国の中央—自治区関係の枠組みに対する分析の前提を提示したい。

内モンゴル 内モンゴルが近代中国の国民国家建設の一環に巻き込まれるのは20世紀初頭である。それはまた、漢民族移民によるモンゴル人遊牧地の開墾と省制度の導入を契機とした内モンゴルの内地化（漢化）の歴史でもあった。かかる過程が清王朝から中華民国に受け継がれ、¹⁶⁾日中戦争が全面勃発する1930年代後半に入り、内モンゴルの各盟・旗はそれぞれ本土およびその周辺に設置された黒竜江・吉林・遼寧・熱河・チャハール・綏遠・寧夏、など七つの省に分割され、¹⁷⁾漢民族の入植も嘗てのない規模で行われ、その人口数もモンゴル民族の人口を遥かに上回ったのである。¹⁸⁾

漢民族移民の入植と県・省制の実施によって、領土が蚕食され、牧草地が奪われるという、かつてのない危機にさらされたモンゴル民族は、近代中国と中国を取り巻く国際情勢の変動の中から民族の利益を守りうる、自立の道を探り始めた。例えば、国民政府に対して、（軍事・外交を除く）あらゆる行政上の権限を要求し、内モンゴルの高度自治を夢見て挫折した徳王は、¹⁹⁾満蒙における日本の勢力拡大を利用して国民党政権に抵抗した。彼は、内モンゴルの統合と高度自治を達成し、モンゴル民族の復興を目指したものの、結局は、日本軍の政策そのものにも阻まれ、日本の敗戦とともに失敗で終わった。²⁰⁾

とはいえ、抗日戦争後も、内モンゴルにおける民族自立の傾向は終息したわけではなかった。モンゴル民族は、国共双方が日本敗戦後の権力真空を埋めきっていない隙間について、民族独立の道を探る動きを活発化させた。少なくとも中共の指導を受けたウランフの帥いる内モンゴル自治運動連合会が内モンゴルの民族運動に対する指導権を握る1946年の「4・3会議」²¹⁾以前は、内モンゴル西部のシリングル盟（内蒙古共和国臨時政府）と東部の王爺廟（東蒙古自治政府）及びフルンボイル（フルンボイル自治政府）でそれぞれモンゴル共和国との合併を試みたり、内モンゴル独立国家の設立といった動きが続出した。²²⁾

内モンゴルにおけるモンゴル民族のナショナリズムの高揚とそれに伴う分離・独立の動きは、国民党との内戦に死力を尽くしている中共にとって、東北と華北根拠地及びソ連との連絡ルートである内蒙古喪失の危惧を与えた。これは、旧帝国の遺産を基礎に近代国民国家を建設し、中華復興の悲願を叶えることに政権の正統性を求めようとしていた中共にとって、ゆゆしき事態といえよう。それゆえ、抗日戦争が終るやいなや、中共はウランフをはじめとするモンゴル人共産党員幹部らを内モンゴル地区に派遣すると、華北や東北地区に進駐した解放軍部隊の武力をもちらつかせ、内モンゴルの民族運動を国共内戦に取り組み、運動を民族闘争から階級闘争の方向へ向わせる工作に取り組んだのである。

新疆 1930年代から1940年代にかけて、新疆では二回にわたるトルコ系民族を主体とした民族独立運動が起き、それぞれ「東トルキスタン・イスラム共和国」、「東トルキスタン共和国」を樹立した。こうした民族独立運動が発生した思想の原点は、ウイグル人の「民族的土地の解放」・「中国の支配打倒」という独立志向にあり、全民族が結束して中国と戦うことであった。²⁵⁾

注目すべきは、二回にわたる「東トルキスタン」民族独立運動の背後にソ連の影が潜んでいたことである。これは、ソ連の勢力を借りて中国の支配を打倒し、領土の解放と独

立国家の樹立を達成しようとするウイグル民族の思惑と、民族独立勢力を利用して、新疆地域においても中国から独立した民族国家―「外モンゴル」のようなソ連の衛星国―を造り、ソ連の新疆における伝統的地位を保持しようとした企てが結合したものともみさせる。²⁶⁾だが、第二次世界大戦の終結にともない、ソ連は外モンゴルの独立に対する中国国民政府の承認を前提に、東北と新疆地区における国民政府の主権を承認し、新疆への内政不干渉を承諾した結果、独立運動は国民政府側への転換を余儀なくされた。その結果、東トルキスタン側は、独立要求を放棄し、国民政府主導の新疆連合政府に参加する。やがて、運動は連合政府から再び離れていったが、1949年、ソ連の働きかけを受け、国民政府の打倒を目標とした中共に収拾される。²⁷⁾

チベット チベットと中国中央政府の関係は、中華民国が設立された翌年(1912年)、チベット側がイギリスの支持を後押しに、中華民国に引き継がれた元清朝のチベット駐在機構とその軍隊を駆逐したときから悪化する。十三世ダライ・ラマが死去した1934年に、国民政府は代表を派遣し、ダライ・ラマの葬儀に参加した以外、1940年までチベットと中国の形式上の関係ですら断絶したままであった。²⁸⁾

1940年に、ダライ・ラマ十四世の即位式典に参加した国民政府代表は、ダライ・ラマの認定を決定する櫛引に対して、国民政府の事前承認を迫り、チベットに対する国民政府の主権を主張したが、ラサ政権の拒絶により、これは失敗した。当時、反日のために英国との関係維持を必要とした国民政府はダライ・ラマ十四世の認定を追認せざるをえなかった。²⁹⁾

このとき、国民政府はラサで蒙蔵委員会の名義で弁事処を設置した。こうした状況は1949年まで続いたが、国共内戦での国民党側の敗退にともない、1949年の7月、チベット側は共産党の浸透を防ぐという理由で、ラサに駐在する国民政府の機構と人員(蒙蔵委員会のラサ駐在弁事処、教育部ラサ小学校、交通部無線電台、気象情報観測処など)を駆逐し、解放軍のチベット進駐に口実を与えないように骨を折った。注目に値するのは、1912年の「駆逐事件」と同じく、今回の国民政府のラサ駐在人員を駆逐する事件の裏にもイギリスの支援があったことである。³⁰⁾

イギリスに次いで中国のチベット支配に影を落としたのはインドであった。中華人民共和国の対チベット支配が確実的な情勢になり始めたとき、イギリスの対チベット権益を継承したインド政府は、中国新政権に対する外交上の承認とチベットに対する中国の主権を認めることを引き換えに、チベットにおけるインドの権益に対する中国側の容認を取り付けようとした。さらにインドは、チベットの政治・社会制度に対する共産党側の何らかの急進的な改革を避け

ることを通じて、チベットをインドと中国を隔たる緩衝地帯としての地位を保とうとした。³¹⁾

いずれにせよ、辺境諸民族地区に対する中央政府の脆弱な統制システムは、国内政治情勢と中国を取り巻く国際情勢の変動という、辺境地区に対する中央政府の統制力をさらに弱体化する事態が起るたび、脅威にさらされてきた。辺境諸民族地区における分離・独立の動きの活発化は、中国にとって安全保障上の脅威になり、脅威への対応こそ、少数民族地区を抱えた共産党にとっての新しい試練となった。

だから、少数民族地区を新しい国家の領土として統合するとともに、均質した国家機構の設置を通じて、辺境地区に対する中央政府の統制メカニズムを強化し、外来勢力と少数民族の分離・独立による安全保障上の脅威を無くすことが新政権の切迫した課題として浮上したのである。なお、この問題に対する検討は本稿の(下)の部分に譲るので、ここで予め指摘しておきたい。

(二)忠誠心をもつ、均質な「人民」(国民)の形成

中共の辺境・少数民族地区に対する支配体制の確立は、単なる軍事的な制圧と均質した国家機構の設置に留まったわけではない。物理的な装置の配備とともに展開されたのは、統治倫理であるイデオロギー面での整備であった。中共は中国の歴代中央政権の辺境支配政策を、少数民族に対する抑圧政策であると決め付けてきたため、³²⁾辺境地区の諸民族を、漢民族を中心とした中華人民共和国なる新国家の国民として統合するためには、歴代の辺境政策と異なった統治倫理が必要であった。それが新政権の漢民族的な性格を薄めた階級史観的な「人民論」である。これによって、「国民の形成」という近代国民国家の歴史に見られる多少とも強制的な色彩に満ちた上からの権力行使が、「共通の利益」に基づいた「人民の利益」という政治倫理に取って代われ、均質した「人民」(国民)の形成に向けた強制措置のすべてが、「人民の利益のため」という大義名分の下で行われた。その道筋を探ってみよう。

(1)「人民の政治的な平等」

中華人民共和国の建国の基本原則を定めた「中国人民政治協商会議共同綱領」(1949年9月。以下「共同綱領」と略す)は、「中華人民共和国内における各民族は皆平等であり、団結互助し、帝国主義と各民族内部の人民の敵を反対し、中華人民共和国を各民族が友愛・協力しうる大家族として築き上げる。大漢族主義と狭隘民族主義に反対し、民族間の差別視と抑圧および各民族の団結を分裂しようとする行動を禁ずる。」³³⁾と規定している。

ここで取り上げる民族間の平等政策の意味合を次の二つ

の点から説明できよう。

第一は、諸少数民族が漢民族と同等な政治的、経済的、社会的、文化的な権利を享受すべきことを明示している点にある。ここには、前政権時代、特に国民党政権が漢民族以外の民族集団を宗族と見なすことで大漢族主義の同化政策を採ったのと対照的に、中共政権が帝国時代の異民族圧迫の「歴史的負債」を返し、前政権との違いを明確にすることで少数民族を政権側に引きつけようとする狙いが見て取れる。³⁴⁾

第二は、マルクス主義の階級論に基づいた民族間の平等論、言い換えれば「人民間の平等主義」が読み取れる点にある。民族間の平等とは民族全体のことを意味するものではなくて、民族の中の人民だけに限られている。毛沢東によれば、「人民」とは「労働者階級・農民階級・小ブルジョアジーおよび民族ブルジョアジ」から構成されている。³⁵⁾

では、こうした「人民論」はどうやって漢民族支配の排除を目標とした諸民族集団のナショナリズムを吸収し、彼らを人民の陣営に取り入れ、民族の特徴を無視した「人民」の形成に向けて歩みだしたのか。

この問題に対する中共側の公式な倫理を検討してみよう。

漢民族ナショナリズムとマルクス主義イデオロギーの結合 中共は近代中国の民族問題の核心は、対外的には帝国主義の侵略、抑圧と搾取から民族の独立を獲得し、対内的には、封建主義の抑圧、搾取から民族の解放を獲得することだと主張してきた。この主張の理論的な根拠が毛沢東の「新民主主義論」であった。

「毛沢東はマルクス・レーニン主義によりつつ、20世紀前半の中国社会を分析し、その基本的性格を、外からの帝国主義の侵略・支配と、それと結びついた国内の封建主義・官僚資本主義による抑圧と捉えたうえで、それらを覆すための革命は、プロレタリアートの指導する革命的諸階級の連合による新しい民主主義革命でなければならないと主張し、1919年以降、新民主主義革命の時代に入ったと規定した。³⁶⁾」新民主主義革命期において、国内各民族は例外なく帝国主義（民族抑圧）・封建主義（階級抑圧）・官僚資本主義（階級抑圧）の抑圧を受けているので、中国領域内の各民族の主な任務は、団結して帝国主義の抑圧から民族の独立を、封建主義と官僚資本主義の抑圧から階級解放を勝ち取ることでありと見なされた。

少数民族にとって漢民族と団結して、国家の独立（国家の独立＝民族の独立）と民族の解放を勝ち取り、政治上の平等を実現するのは唯一の選択肢である。従って、1940年代後半、帝国主義、封建主義、官僚資本主義の利益の手先である国民党政権を打倒することが国内各民族の共通の革

命目標であるされた。³⁷⁾

この主張は整理すれば、少数民族集団が中国から分離する傾向を一切認めておらず、あくまで彼らの解放と独立は中国という国民国家領土内でしか考えられていない。すなわち、中国共産党が指導する帝国主義、封建主義、官僚資本主義に反対する新民主主義革命運動に加入して、漢民族と一緒に国家の独立と民族の解放を勝ち取ることでしか許容されている。ここで少数民族の民族独立という用語をわざと使わなかったのは、中国という国家の独立そのものが諸民族集団の民族独立を内包しているという意味からである。

では、中国という国民国家の独立そのものが少数民族の民族独立と同一視できるのはなぜだろうか。

この問題を明らかにするには、中華民族論と中国共産党の階級闘争論という二つの方面から検討せねばならない。

すでに述べたように、漢民族以外の諸民族集団を単に漢民族の宗族として扱い、漢民族がこれらの民族集団を吸収し、融合することを通じて、「中華民族」を形成させるという国民党の民族観と異なり、中共は諸民族集団の民族としての社会・経済・文化的な独自性を認め、民族区域自治制度を民族政策の受け皿として設置したのである。とはいえ、中国領域内の諸民族集団を漢民族に融合し、「中華民族」という国民からなる強大な国民国家の建設を目指した点では中華民国と中華人民共和国、中国国民党と中国共産党との間には本質的な違いは存在しないと思われる。というのも、20世紀の中国近代史における国民党と共産党は共に、党を持って国家を造るという意味で連続的な「政党国家」であり、³⁸⁾共に自らを中国における列強勢力の排除と「中華復興」を悲願とした中国ナショナリズム（漢民族ナショナリズム）の担い手として自任することにより政権担当の正統性を競っていたのである。³⁹⁾

国民党から近代中国の国民国家建設の道程を受け継いだ中共が、漢民族に「宗族」としての諸民族集団を融合して「中華民族」を創造するという国民党政権が掲げていた露骨な大漢族主義のやり方を改めたのは確かである。だが、階級闘争を中核とした「人民」の形成に向けて、国民国家の道程を続けたのである。言い換えれば、国民党が諸民族集団を「宗族」として取り扱い、彼らを漢民族に融合することを通じて、「中華民族」を創造し、こうした「中華民族」からなる国民をもって国民国家の建設に向けて取り組んだのに対して、共産党は諸民族の民族としての資格と特徴を認めながら、「人民」というカテゴリにおける少数民族と漢民族の共通性を主張することを通じて、「人民」の意味での均質化を実現し、人民からなる国民国家の建設に乗り出したのである。

もちろん、政治イデオロギーとしての「人民」論の台頭

は、国民党時代の「中華民族論」が姿を消したという意味ではなかった。

実は、中華人民共和国建国した直後、中共中央が下した指示のなかでも中国国内の諸民族は「中華の各民族」と呼ばれていた。⁴⁰⁾ 1980年代に入って、毛沢東のイデオロギーを重視した階級路線が鄧小平の経済発展を中心とする現代化発展戦略に取って代われるのに伴い、現代化発展のための愛国統一戦線が強調されるようになり、「人民論」に基づいた階級史観は次第に表舞台から後退しはじめた。こうした党の政策転換は法整備の面でも進められ、階級対立に基づいて成り立っていた「反革命罪」は憲法から姿を消した。1990年代に入って、共産党自身も階級政党から国民党政党への脱皮を試みはじめたので、「人民論」はもはや政治情勢の変動に適合しないものとなり、新たな統合倫理の登場が必要となったのである。こうした政治情勢の必要に応じて登場したのは、費孝通の「中華民族多元一体構造論」であった。1980年代に発表された費孝通の「中華民族論」によれば、中国国内の55の少数民族は漢民族を中心とした「中華民族」であると決め付けられている。彼によれば、中華民族形成の歴史は数千年前から徐々に形成されてきたものであり、特に19世紀に入って列強と対抗する中で「自覚的な民族実体」として誕生したとされる。⁴¹⁾ 費孝通の「中華民族論」は国民党の民族論と相通ずるものがあると毛里和子が指摘するように、⁴²⁾ 50年間の社会主義期を経た「人民論」は、その国民統合面での正鵠をえないまま最期を迎えるが、旧政権から受け継いだ国民統合の悲願は先祖帰りである「中華民族論」のもとでどういう形で展開されるのか。その具体像に関する議論は別途で展開されるが、話を再び「人民論」に引き戻すと、次にこの「人民論」と中国の政治情勢との間の力学について踏み込んで検討してみよう。

漢民族＝先進「公理」 上述した「人民」に関する定義に続けて、毛沢東は「人民」内部の関係についてさらに論じている。彼によれば、「これらの階級が労働者階級と共産党の指導のもとに、団結し、自分たちの国家をつくり、自分たちの政府を選び、帝国主義の手先すなわち地主階級と官僚ブルジョアジーおよびこれらの階級を代表する国民党反動派とその共犯者たちに対して独裁を行い、これらの連中を抑圧し、…人民の内部で民主制度を実施するのである」⁴³⁾

こうした「人民民主独裁論」が民族政策の分野で適用された場合、民族間の対立が消え去り、残るのはただ人民と人民の敵との階級対立だけである。さらに、大漢族主義の民族抑圧政策が生まれた要因はその民族性によるものではなくて、大漢族主義の代表である国民党政権の階級本性に帰されるもので、国民党政権の打倒と人民民主独裁の中華

人民共和国の成立、または、官僚資本、封建土地所有制に対する改造運動（官僚資本の公有化、封建地主土地所有制を農民個人へ）は、大漢族主義が生まれる社会的な基盤を根底から抜き切るものとされた。つまり、少数民族と漢民族の間にはもはや過去のような階級対立に根付いた民族の対立はなくなり、ただ政治・経済・文化面での発展レベルの格差が未解決の課題として残るだけという。とはいっても、中華人民共和国における漢民族の政治的な位置づけは諸少数民族より高かった。李維漢によれば、「我が国の諸民族の中で、漢民族は全人口の90%以上を占めている。軍事・政治・経済と文化の各方面でも他の民族より先進であり、国の運営において指導的な役割を果たしている。祖国の形成、特に中華人民共和国の成立において決定的且つ先進的な役割を果たした。これは他の兄弟民族の発展にとって大きな助けになるのは疑いないことである」。それゆえ、今後の課題は共産党と先進民族（漢民族を指す一筆者）が発展に立ち遅れた民族を手伝い、政治・経済・文化面での平等と発展を成し遂げることが問題とされた。⁴⁴⁾

ここで中共は、民族の枠を超えた、諸民族「人民」の一般的な利益を代表する立場として位置づけられ、その政策方針はどの民族の利益をも代表しているのではなく、独裁階級である「人民」の利益だけを代表するものとみなされる。しかも、漢民族も諸少数民族にとって指導的な民族として位置づけられたのである。

従って、ここで政党をもって国民国家を建設するという近代中国の任務の延長線上にある中共が代表しているのは、あくまで「中華復興」を悲願とした漢民族ナショナリズムであると見なすことが可能となる。中共はその構成からいってもあくまで漢民族を中心とした政党にすぎず、従って、その政策方針も漢民族の枠を超えることは難しい。要するに、いわゆる民族の枠を超えた諸民族「人民」の一般的な利益を代表するといった言説は、あくまで漢民族の利益の一般化であり、均質した「人民」の形成に向けたプロセスも同様に、漢民族以外の諸民族を漢民族の基準で「均質化」するという事にほかならない。

(2)少数民族側の受容

少数民族地区に対する中共の支配体制の確立する過程で、解放軍の軍事力が決定的な役割を果たしたことは疑う余地のない事実であるけれども（例えば、チベット制圧に関して）、内蒙古のような（程度の差はあるにせよ、新疆でも東トルキスタン共和国の中共寄りという事実があった）主にモンゴル人から構成された内蒙古自治運動もあって、内蒙古での中共支配の確立に大きく貢献したことがある。すなわち、このような少数民族の中から成長した勢力が中共の国家統一行動に積極的に参加したことの背景には、ど

ういう要因が働いてきたのか。

それは、ソビエト政権が実施した国内諸民族の自決権を認めることを前提にした民族政策と、または外モンゴルの後押しになって、中国から独立させたことによって、共産党という新しい組織とその政策に対する弱小民族の誠実な憧れが働いていて、その関連性から中共側に寄りがちになったといえるのではないかと思われる。

例えば、内モンゴルの左派ナショナリストや青年知識人の多くは、外モンゴルの経験から中共に好感をもつようになり、中共の指導のもとで国民党との内戦に参加し、「共産党の指導のもとで、国民党の大漢族主義を打倒することに成功してこそ民族の解放を獲得する」と信じ始めたのである。⁴⁵⁾

ここで、中共が、少数民族の民族としての資格さえも認めない国民党政権の対立面、および民族の自決権を認め、国際上にも弱小民族の独立運動を支持しているソ連共産党と同質的な政党として現れたことが、党自身に備った漢民族ナショナリズムの色合いを褪せさせ、少数民族側に中共を受け入れさせる要因となった。例えば、中共の指導のもとで、内モンゴルのモンゴル民族のナショナリズムを中共が帥いる国民党との内戦に向わせる面で重要な役割を果たしたウランフをはじめとするモンゴル人エリートたちの中には、コミンテルンの指揮下でソ連に留学した人が数多くいるし、しかも外モンゴルを革命活動の後方拠点として、幹部の養成を行っていた。こうしたモンゴル人革命エリート（共産党員）たちと中共の間で橋渡しの役割をしたのはソ連とモンゴルの共産党組織であった。⁴⁶⁾

また、すでに述べた第二次東トルキスタン民族独立運動の收拾の際にも、中共は、独立運動のナショナリズム的な姿勢を国民党反動政権に対抗し、民族の解放を求めた人民民主闘争であり、共産党が指導する中国全体の人民民主運動の一部であると主張することを通じて、東トルキスタンの民族独立運動を解放軍の領土統一行動に含めることの正当性を訴えた。⁴⁷⁾ いうまでもなく、その背景には、独立運動の後押しをしていたソ連の圧力が重要な役割を果たしていたが、民族運動の指導者たちが中共側の要請を受けて、建国の諸原則を定める政治協商会議に出席することに同意したことの背景には、ソ連と中共のナショナリスト的な正体を見抜かずに、国際共産主義運動の連帯性だけに眼を惚れたことが一つの要因であったと推察できるのではないか。

かくて、20世紀前半からの社会主義・共産主義革命の勢いが、「領土の統一」と「中華復興」というナショナリズム的な色彩が濃かった目標掲げる中共にも、民族の壁を超えた「人民の利益の代表」という一般的な衣装を与えていた。均質した「人民」（国民）の形成に向けて歩みだした国民統合のプロセスは例外なく、「人民の利益のため」という

大義名分によって正当化されたが、共産主義・社会主義・プロレタリアトの利益という主張のもとに隠されていたのは、やはり国民国家建設に向けた統一と統合への意思に過ぎなかった。

注

1) この面に関するものは次の方々の研究が取り上げられる。中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』、中央大学出版部、1999年；横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』、溪水社、1992年；曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』、東方書店、1997年；溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える〔2〕・地域システム』『アジアから考える〔3〕・周縁からの歴史』、東京大学出版会、1994年；茂木敏夫『中華世界の構造変動と改革論』『現代中国の構造変動 中華世界—アイデンティティーの再編』毛里和子編、東京大学出版会、2001年；西村成雄編『現代中国の構造変動 ナショナリズム—歴史からの接近』、東京大学出版会、2001年、序章・第一章、など。

2) こうした課題に関する研究について、毛里和子著『周縁からの中国—民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年；加々美光行著『知られざる祈り—中国の民族問題』、新評論、1992年；松村嘉久著『中国・民族の政治地理』、晃陽社、2000年；松本ますみ著『中国の民族問題』、などを参照していただきたい。

3) 加々美光行著『知られざる祈り—中国の民族問題』、新評論、1992年。

4) 毛里和子著『周縁からの中国—民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年。

5) こうした課題に対する研究は現段階の中国では政府のシンクタンクの政策提案の中に触れる問題で、民族問題の敏感さと政治安定に対する配慮から、決して公に議論しえる段階には達していない。でも、近年になって一部の雑誌で極わずかながらこうした内容に触れた論文を載せるようになっていく。例えば本論で引用した王力雄の論文（王力雄『西藏：二十一世紀中国的軟弱』『戰略与管理』1999年1期）の中には、転換期における中国の安全保障問題に触れて、チベット問題を解決できる根本的なアプローチはチベットにおける軍隊の駐在を維持できることではなく、漢民族人口の比率を増えることであると主張している。軍隊がチベットに対する中国の主権を維持する上で大きな役割を果たしているのは確かなことけれども、中国軍隊の性格（国家ではなく党の軍隊である）により、その役割と機能も国内政治情勢の変動にともなって変わっていくという弱点をもっているのも、もし、国内政治情勢が不安定状態に陥り、辺境・少数民族地区に対するコントロールが弱くなった場合、漢民族人口の少ないチベットのような地区は再び中国の主権を離れる傾向が出てくるのではないかという憂慮を窺わせている。

6) たとえば、胡鞍鋼は80年代から始まった改革の中で、中央政府の財政収入の減少と地方政府の経済権力の拡大という結果をもたらした、それが中央—地方関係における中央政府の統制能力を弱らせているので、長く続けば、国家分裂を招く危険性を孕んでいると指摘し、中央政府の統制力を強化することの重要性を力説してきた（胡鞍鋼著『挑戦中国—後ケ中南海面臨の機遇と選択』、新新聞文化事業股份有限公司、1995年）。また、改革開放以来の中央—地方の関係を中央内部の権力闘争、中央の指導力の強弱状態という方面から分析した上で、中国において、連邦制みたいな中央—地方関係の確立はまだ現実味をもっていないし、その鍵を握っているのはやはり中央が党組織を通じて地方の人事任命権を握っていることにあると結論付けている（天児慧編『現代中国の構造変動 政治—中央と地方の構図』、東京大学出版会、2001年）。

7) 馬汝珩・馬大正主編『清代的辺疆政策』、中国社会科学出版社、1994年、70—73、386—407頁。

8) 平野聡「近現代チベット史における〔親中〕の位相」、『現代中国の構造変動 中華世界—アイデンティティーの再編』毛里和子 編、

東京大学出版会、2001年。

- 9) 中央大学人文科学研究所 編『民国前期中国と東アジア変動』中央大学人文科学研究所、中央大学出版部、1999年、267-272頁。
- 10) 金観濤・劉青峰著『中国社会超穩定結構』香港中文大学、1993年、317-321頁。
- 11) ウランショブ「中国国民党的対蒙政策：1928-1949」内蒙古大学中共内モンゴル地区党史・内モンゴル近代史研究所 編『内モンゴル近代史論叢』内蒙古人民出版社、1987年。
- 12) 王柯著『東トルキスタン共和国研究：中国のイスラムと民族問題』、東京大学出版会、1995年、18-19頁。
- 13) 横山宏章「社会主義と国家形成：中国における国民国家の建設」『講座現代アジア：ナショナリズムと国民国家』土屋健治編、東京大学出版会、1994年。
- 14) 横山宏章前掲文。
- 15) 松本ますみ 著『中国民族政策の研究－清末から1945年までの「民族論」を中心に』多賀出版株式会社、1999年、第四章
- 16) ウランショブ「中国国民党的対蒙政策」『内モンゴル近代史論叢』第三輯、内蒙古人民出版社、1987年。
- 17) 郝維民編『内モンゴル近代簡史』内蒙古大学出版社、1990年、126頁。
- 18) 沈斌華「近代内モンゴル的人口及人口問題」『内蒙古大学学报』1986年2号。
- 19) ウランショブ前掲文。
- 20) 中見立夫、『現代中国辞典』天兒慧等編、岩波書店、1999年、953頁。
- 21) 1946年4月3日、チャハール省承德市で開かれた内モンゴル自治運動連合会と東蒙古人民自治政府の代表による内モンゴル自治運動統一会議を指している。会議は、「内モンゴル自治運動統一会議における主たる決議」を採択し、①内モンゴル自治運動は平等自治であり、独立自治ではない；②内モンゴル自治運動の指導者は中国共産党であり、内モンゴル自治運動連合会は自治運動の統一的な指導機関であり、内モンゴルの武装勢力の統一的な指導に当たる；③東蒙古人民自治政府を撤廃し、内モンゴル自治運動連合会に直属する東蒙古総分會を設立する、という決定を下した。
- 22) 星野昌裕「内モンゴル自治区成立之歴史考察」『中国辺疆史地研究』2000年6期。
- 23) 星野前掲文。
- 24) 毛沢東「論人民民主專政」、「将革命進行到底」『毛沢東選集』第四冊、人民出版社、1993年。横山宏章前掲文、150-151頁。
- 25) 王柯前掲書、12頁。
- 26) 王柯前掲書、173-202頁。
- 27) 唐家璇編『中国外交辞典』世界知識出版社、2001、726-727頁；天兒慧等編『現代中国辞典』岩波書店、1999年、409頁。
- 28) 張其昀等 著『中華民国開国五十年史論集』第二冊、国防研究院、1965年、1235-1238頁。
- 29) 平野聡、『現代中国辞典』[天兒慧等編]、岩波書店、1999年、759頁。
- 30) 張其昀前掲書、1239-1241頁。
- 31) 王琛・張振江「論1947-1954年印度対蔵政策」『中国辺疆史地研究』1999年1期。
- 32) 松本ますみ前掲書、前言。
- 33) 『民族政策文献彙編』人民出版社、1953年、1頁。
- 34) 天兒慧等編『現代中国辞典』岩波書店、1999年、1200-1201頁。
- 35) 毛沢東「論人民民主專政」『毛沢東選集』第四卷、人民出版社、1993年。
- 36) 野村浩一、(天兒慧等編『現代中国辞典』岩波書店、1999年、585-586頁。
- 37) 江平 等編『中国民族問題的理論与实践』中共中央党校出版社、1994年、83-85頁。
- 38) 西村成雄編『現代中国の構造変動：ナショナリズム・歴史からの接近』[3]、東京大学出版会、2001年、9頁。
- 39) ボール著『アジアの民族主義と共産主義』岩波現代叢書、岩波書店、1969年、『現代中国辞典』岩波書店、1999年、799-800頁。

- 40) 「中共中央 少数民族の自決権についての指示」[毛里和子・国分良成編]『原典中国現代史』政治・上、岩波書店、1994年、36頁。
- 41) 費孝通等著『中華民族多元一体格局』中央民族学院出版社、1989年、1-2頁。
- 42) 毛里和子著『周縁からの中国：民族問題と国家』東京大学出版会、1998年、79頁。
- 43) 「論人民民主專政」『毛沢東選集』第四卷、人民出版社、1994年。
- 44) 李維漢「有關民族政策的若干問題」『民族政策文献彙編』人民出版社、1953年、8頁。
- 45) 『ウランフ文選』上、中央文献出版社、1999年、17頁。フフホト市政協文史和学习委員会編『求学歲月－蒙古学院、蒙古中学憶往』、2000年、56-57、168-169頁。内蒙古政協文史和学习委員会編『内モンゴル自治政府成立前後』、1997年、199頁。
- 46) 『烏蘭夫回憶錄』中共党史資料出版社、1989年、105、143-146、151-155頁。
- 47) 『毛沢東文集』第五冊、人民出版社、1999年、329頁。